○国土交通省告示第四百六十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年一月二十日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－352	カワサキ　2BK－LE250D	オートバイ	カワサキEX250L E	0.248	川崎重工業株式会社　兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

○国土交通省告示第四百六十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年一月二十四日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－350	ヤマハ　2BK－SG50J	オートバイ	ヤマハ　G3J4E	0.155	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第四百六十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年二月二十一日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－353	ホンダ　2BK－MC49	オートバイ	ホンダ　MC49E	0.249	Thai Honda Manufacturing Co., Ltd. 410 Ladkrabang Industrial Estate, Chalongkrung Rd., Lamplatue, Ladkrabang, Bangkok

○国土交通省告示第四百六十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年三月二十四日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－355	スズキ　2BK－DS11A	オートバイ	スズキ　J517	0.248	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第四百六十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年三月三十一日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－354	ホンダ　2BK－MC51	オートバイ	ホンダ　MC51E	0.249	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山2丁目1番1号

○国土交通省告示第四百六十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　宮城県越河平地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域

宮城県白石市大字越河平

字館山　一番一、一号、十号及び十一号

一二三番　三号
一二八番　四号
一三一番　五号
四番一　六号
字上谷地　一八番一　七号
一番三　八号
字久保　五番　九号
一四番三　二号

○国土交通省告示第四百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の六第四項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の十二の項業務区域欄中「宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、鳥取県、岡山県及び長崎県の全域」を「宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、愛媛県、佐賀県、長崎県及び大分県の全域」に改める。

○国土交通省告示第四百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大多尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県東かがわ市入野山字端　二六一一番一、一号、七号及び八号
二六二〇番三地先道路敷　二号及び三号
二六一四番一　四号から六号まで
二五四二番　九号から十三号まで
二五四四番一　十四号及び十五号
二五九六番地先道路敷　十六号
二六一九番　十七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平間東川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県東かがわ市
馬篠　二六三番七　一号
二六三番三　二号
二七一番　三号
二九七番一　四号及び五号
三〇一番四　六号
二八三番七　七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中村北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県高松市塩江町安原下第一号
字中村　一七二一番一　一号及び二号
一七二四番一　三号及び四号
一七二五番　五号から八号まで
一七二八番一　九号及び十号
一七二九番一　十一号
九四〇番一　十二号及び十三号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

枇杷の木谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県高松市塩江町安原下第一号
字中村　一七〇八番　一号から五号まで
一七〇九番　六号
一七〇〇番二　八号から十二号まで及び十四号
一〇〇八番　十三号
九九二番一　十五号
字土佐　一七一〇番二　七号